

今月の経理情報

2008年 4月

今回のテーマ： 役員給与改定の留意点

役員に対する給与（使用人兼務役員の使用人部分を除く）は、1）定期同額給与、2）事前確定届出給与、3）一定の利益連動給与のいずれかに該当しなければ、損金不算入となります。

1. 定期給与の額を改定する場合

定期同額給与の改定として損金算入されるものは、つぎのとおりです。

改定事由	改定の場合の同額要件
通常改定 ... その事業年度開始の日から3ヶ月を経過する日までに改定された場合	事業年度開始の日（or 給与改定前の最後の支給時期の翌日）から給与改定後の最初の支給時期の前日（or 事業年度終了の日）までの期間の各支給時期における支給額が同額であること
臨時改定事由 ... 役員の職制上の地位の変更、役員の職務の内容の重大な変更等による改定	
業績悪化事由 ... 経営状況が著しく悪化したことによる減額改定。一時的な資金繰りの都合や業績目標値に達しなかったこと等は含まれない	
改定が3ヶ月経過日後にされることについて特別の事情がある場合 ... 監督官庁の決算承認を要すること等のため3ヶ月経過日後でなければ定時総会が開催できない場合や、親会社の定時総会終了後でなければ当該法人の定期給与の額の改定に係る決議ができない場合等	

2. 事前確定届出給与

事前確定届出給与の届出期限は、つぎのとおりです。

区分	届出期限
株主総会等の決議により所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした場合	株主総会等決議をした日（職務開始日が決議日より早い場合は職務開始日）から1ヶ月を経過する日と事業年度開始の日から4ヶ月を経過する日のいずれか早い日
臨時改定事由により所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした場合	の日と臨時改定事由が生じた日から1ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
臨時改定事由により、既に届出をしている法人が所定の時期に確定額を支給する旨の定めを変更した場合	臨時改定事由が生じた日から1ヶ月を経過する日
業績悪化事由により、既に届出をしている法人が支給額を減額する場合	減額に関する株主総会等の決議をした日から1ヶ月を経過する日と直前に届け出ている給与の支給の日の前日とのいずれか早い日

(次ページへ)

お見逃しなく！

1. 1 . 上記 1.および 2.に該当した場合であっても、不相当に高額な部分がある場合は、その部分については損金の額に算入されません。
2. 出向者が出向先法人で役員となっている場合、出向先法人が支出する給与負担金のうち一定のものについても、上記の規定が適用されます。